

予算委員会

予算調査室

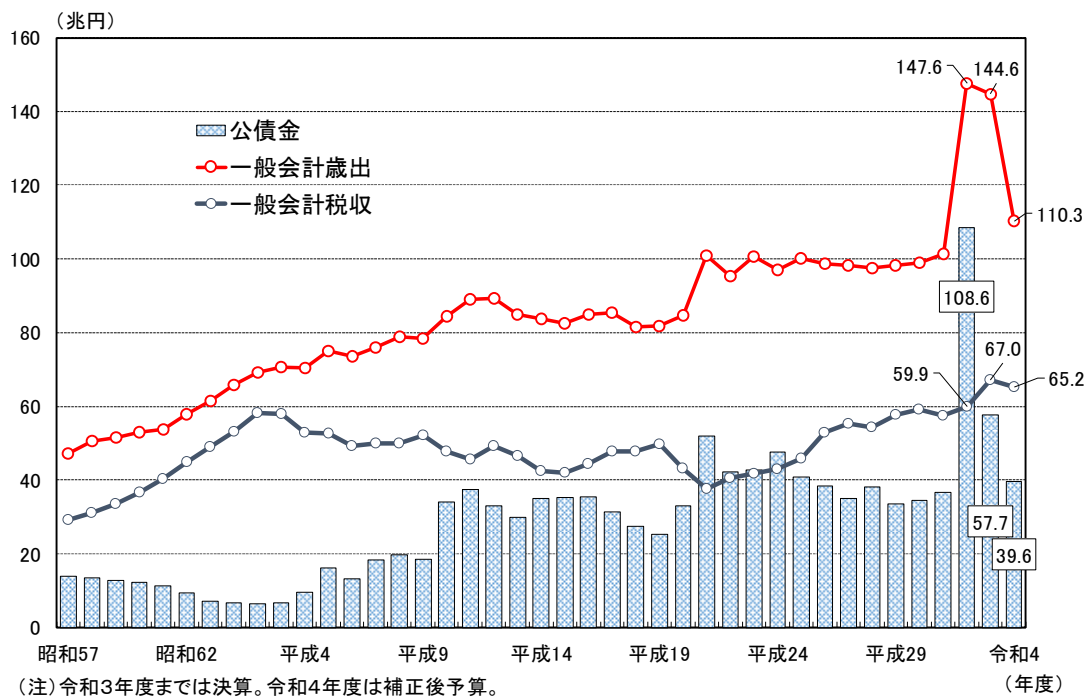
I 所管事項の動向

1 我が国の財政状況

(1) 一般会計における歳入・歳入の状況

令和4年度予算（当初）は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るためとして、過去最大の107.6兆円が計上された。歳入は租税及び印紙収入が65.2兆円（歳入全体の60.6%）、公債金が36.9兆円、公債依存度は34.3%であった。その後、原油価格高騰対策等に係る経費を措置するため、一般会計歳入に2.7兆円を追加する補正が行われた結果、令和4年度予算（補正後）は110.3兆円、公債金は39.6兆円、公債依存度は35.9%となった。

一般会計における歳入・歳入の状況



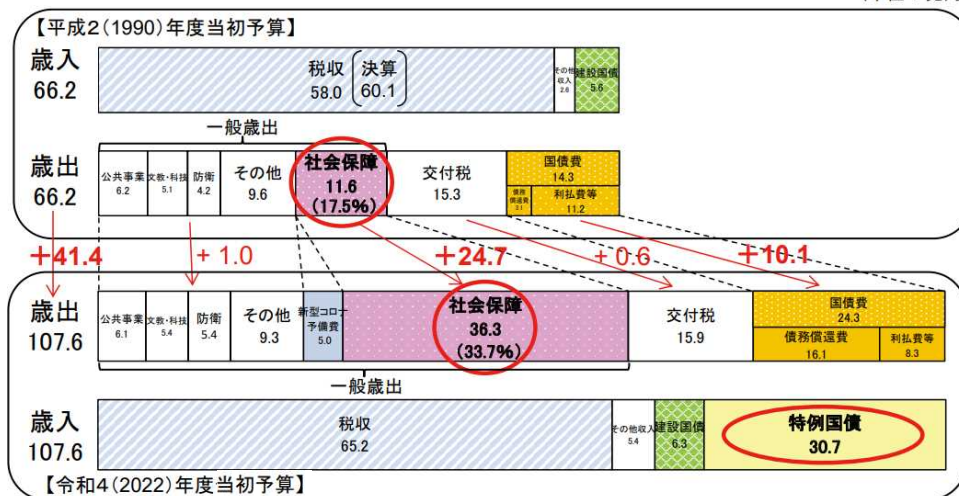
(出所：財務省資料より作成)

近年の一般会計歳入では、国債の元利払いに充てられる費用（国債費）、社会保障関係費及び地方交付税交付金等が歳入全体の約7割を占めている。特例国債¹の発行から脱却することのできた平成2年度予算と比較すると、令和4年度予算では社会保障関係費が大幅に増えており、これを国債で賄っている姿が見て取れる。

¹ 建設国債を発行してもなお歳入が不足すると見込まれる場合に、公共事業費等以外の歳入に充てる財源を調達することを目的として、特別の法律に基づき発行される国債。赤字国債。

平成2（1990）年度と令和4（2022）年度における国の一般会計歳入歳出の比較

（単位：兆円）

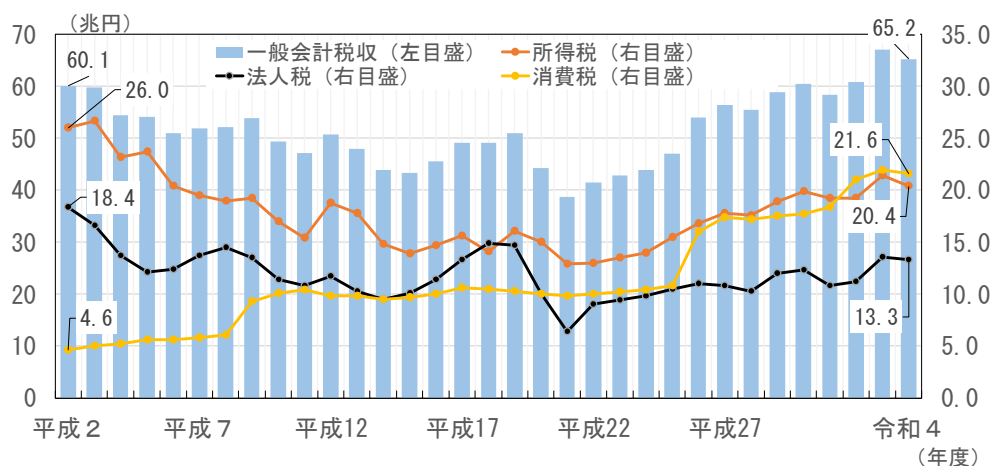


（注）括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。

（出所：財務省『日本の財政関係資料』（令和4年4月））

歳入面では、税収構造が大きく変化している。平成2年度と令和4年度の税収構造を比較すると、所得税が26.0兆円（税収全体の43.3%）から20.4兆円（同31.3%）へ、法人税が18.4兆円（同30.6%）から13.3兆円（同20.4%）へ減少する一方、消費税が4.6兆円（同7.7%）から21.6兆円（同33.1%）へ増加し、最大の税収項目となっている。

一般会計税収の推移



（出所：財務省資料より作成）

(2) 普通国債残高の推移

普通国債²残高は累増の一途をたどっており、令和4年度末には1,026兆円に上ると見込

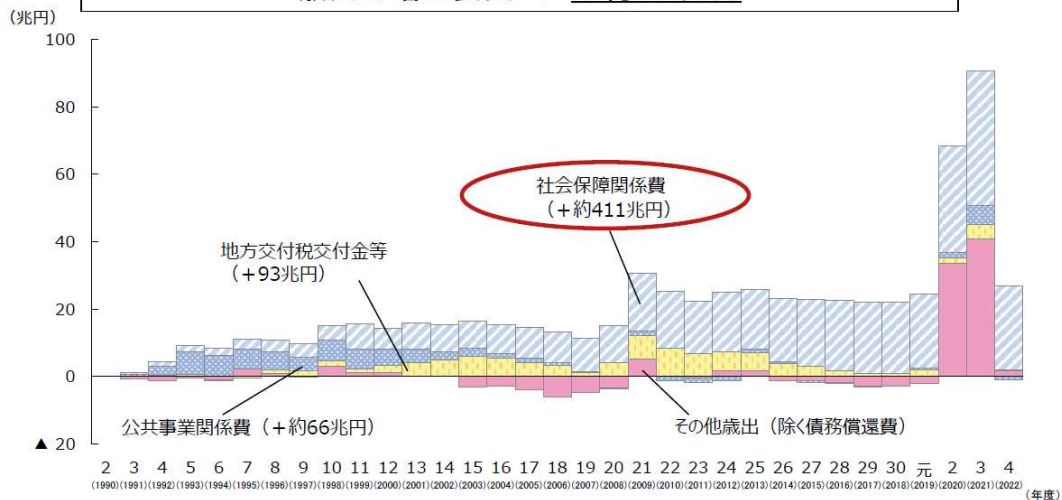
² 償還や利払いが主に税財源によって賄われている国債。

まれている³。財務省によれば、平成2年度以降の普通国債残高累増の要因は、歳出面では高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方交付税交付金等の増加、歳入面では過去の景気の悪化や減税による税収の落ち込みとされている。

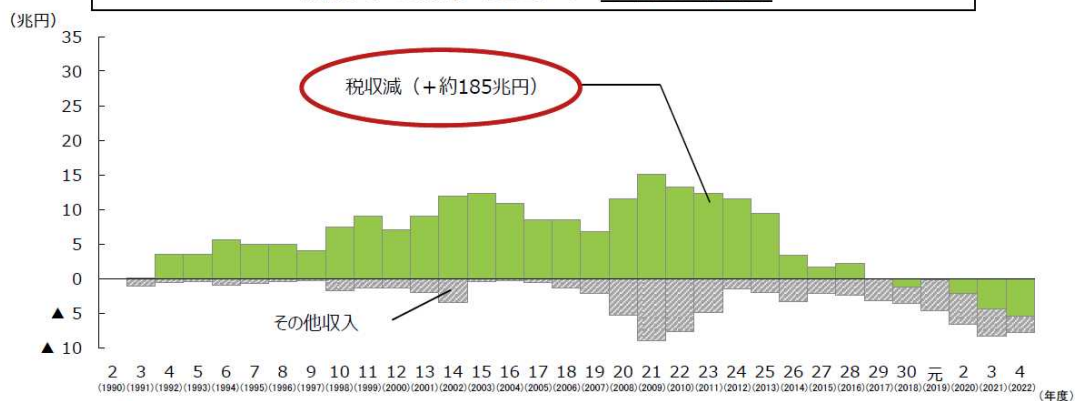
普通国債残高の増加要因

平成2年度末から令和4年度末にかけての普通国債残高増加額：約855兆円

歳出の増加要因：+約624兆円



税収等の減少要因：+約107兆円



部分だけで普通国債残高増加額の7割程度を占める。

平成2年度の収支差分による影響
(約2.8兆円(平成2年度収支差分)×32年分(平成3～令和4年度))：+約91兆円

その他の要因(国鉄等債務承継など)：+約33兆円

- (注1) 令和2年度までは決算、令和3年度は補正後予算、令和4年度は予算による。ただし、令和3年度歳出額には、令和2年度から令和3年度への繰越額を含む。
- (注2) 普通国債残高からは、復興債残高(令和4年度末で5.4兆円)を除いている。また、平成23年度の歳出からは、復興債発行に係るもの(7.6兆円)を除いている(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)。
- (注3) 税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである(増減が残高の増加に影響しない)ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分(地方の財源不足補てん部分等)を歳出の増加要因として計上している。
- (注4) 平成2年度の収支差分は、債務償還費を除いた歳出から公債金以外の歳入を引いたもの。
- (出所：財務省『日本の財政関係資料』(令和4年4月))

³ 令和4年度予算(当初)に基づく見込み。

(3) 国及び地方の長期債務残高

普通国債残高以外にも借入金や地方債務残高などの長期債務が存在している。令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため新規国債発行額が108.6兆円と過去最大になったことや名目GDPの水準が落ち込んだことから、国と地方の長期債務残高のGDP比は大幅に上昇した。その後も高水準で推移しており、令和4年度末には1,244兆円(対GDP比220%)に達すると見込まれている⁴。

国及び地方の長期債務残高

(単位：兆円)

| | 平成 10年度末 (1998年度末) 〈実績〉 | 平成 15年度末 (2003年度末) 〈実績〉 | 平成 20年度末 (2008年度末) 〈実績〉 | 平成 25年度末 (2013年度末) 〈実績〉 | 平成 26年度末 (2014年度末) 〈実績〉 | 平成 27年度末 (2015年度末) 〈実績〉 | 平成 28年度末 (2016年度末) 〈実績〉 | 平成 29年度末 (2017年度末) 〈実績〉 | 平成 30年度末 (2018年度末) 〈実績〉 | 令和 元年度末 (2019年度末) 〈実績〉 | 令和 2年度末 (2020年度末) 〈実績〉 | 令和 3年度末 (2021年度末) (国・補正後予算、 地方・見込み) | 令和 4年度末 (2022年度末) 〈予算〉 |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------------|
| 国 | 390 (387) | 493 (484) | 573 (568) | 770 (747) | 800 (772) | 834 (792) | 859 (815) | 881 (832) | 901 (850) | 914 (870) | 973 (964) | 1,030 (1,010) | 1,055 (1,035) |
| 普通 国債 残高 | 295 (293) | 457 (448) | 546 (541) | 744 (721) | 774 (746) | 805 (764) | 831 (786) | 853 (805) | 874 (823) | 887 (843) | 947 (937) | 1,004 (984) | 1,026 (1,006) |
| 対 GDP 比 | 55% (55%) | 87% (85%) | 106% (105%) | 145% (141%) | 148% (142%) | 149% (141%) | 152% (144%) | 154% (145%) | 157% (148%) | 159% (151%) | 177% (175%) | 184% (181%) | 182% (178%) |
| 地方 | 163 | 198 | 197 | 201 | 201 | 199 | 197 | 196 | 194 | 192 | 192 | 193 | 189 |
| 対GDP比 | 30% | 38% | 38% | 39% | 38% | 37% | 36% | 35% | 35% | 34% | 36% | 35% | 34% |
| 国・地方 合計 | 553 (550) | 692 (683) | 770 (765) | 972 (949) | 1,001 (972) | 1,033 (991) | 1,056 (1,012) | 1,077 (1,028) | 1,095 (1,044) | 1,106 (1,062) | 1,165 (1,156) | 1,223 (1,203) | 1,244 (1,224) |
| 対 GDP 比 | 103% (103%) | 131% (130%) | 149% (148%) | 190% (185%) | 191% (186%) | 191% (183%) | 194% (186%) | 194% (185%) | 197% (188%) | 198% (191%) | 218% (216%) | 224% (221%) | 220% (217%) |

- (注1) GDPは、令和2年度までは実績値、令和3年度及び令和4年度は政府経済見通しによる。
(注2) 債務残高は、令和2年度までは実績値。国は、令和3年度については補正後予算、令和4年度については予算に基づく見込み、地方は、地方債計画等に基づく見込み。
(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を普通国債残高に含めている。
(注4) 令和2年度末までの()内の値は翌年度借換えのための前倒債発行額を除いた計数。令和3年度末、令和4年度末の()内の値は、翌年度借換えのための前倒債限度額を除いた計数。
(注5) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和4年度末で30兆円)である。
(注6) このほか、令和4年度末の財政投融资特別会計国債残高は113兆円程度。
(出所：財務省資料)

2 財政健全化に向けた取組

(1) 新経済・財政再生計画

「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(平成27年6月30日閣議決定)では、2020年度の基礎的財政収支⁵(プライマリーバランス(以下「PB」という。))の黒字化目標達成に向けて経済と財政双方の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」が定められた(第3章)。しかし、当初の見込みに比べ、経済成長の低下に伴い税収の伸びが緩やかだったこと、消費税率の8%から10%への引上げの延期、補

⁴ 前掲注3

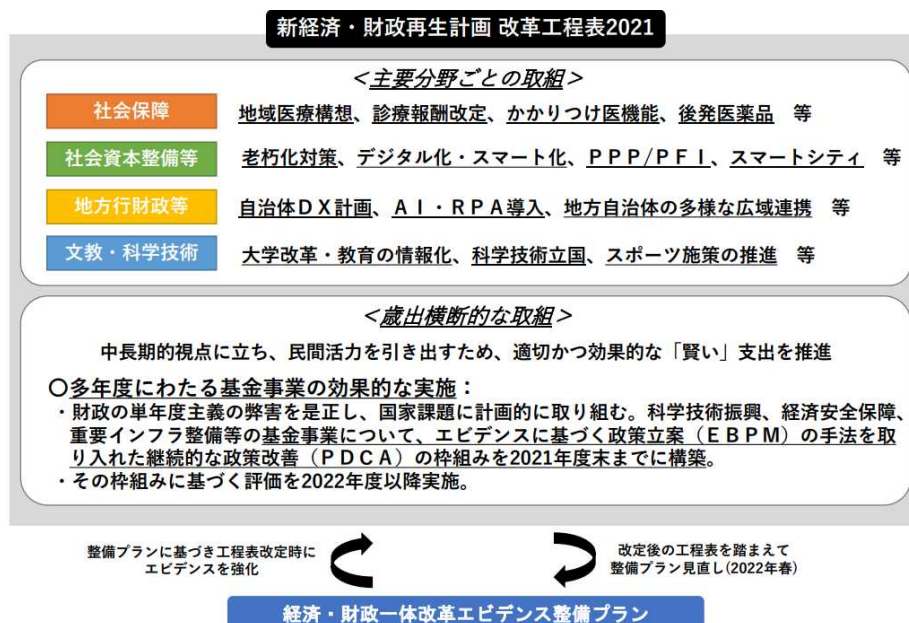
⁵ 基礎的財政収支(プライマリー・バランス)とは、「借入れを除く税収等の歳入」から「過去の借入れに対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標。

正予算、2019年10月の消費税率引上げ分の使い道の見直し等⁶の影響により、2020年度のPBの黒字化目標達成は困難となった。そのため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「新経済・財政再生計画」（第3章）が策定され、新たな財政健全化目標として、2025年度のPBの黒字化とともに債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこととされた。

(2) 新経済・財政再生計画改革工程表2021（令和3年12月23日）

「新経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に「経済・財政一体改革推進委員会」が設置された。同委員会は、毎年末に、個別政策ごとの進捗状況及び今後の取組の進め方等を取りまとめた改革工程表を公表している。「改革工程表2021」では、(1)各施策の推進状況の点検・評価、(2)「経済財政運営と改革の基本方針2021」及びその後の政府方針、(3)「経済・財政一体改革エビデンス整備プラン」に基づく検討を踏まえ、各施策の改革工程が具体化されている。

新経済・財政再生計画改革工程表2021の概要



(出所：内閣府経済・財政一体改革推進委員会資料（令和3年12月23日）)

(3) 国・地方を合わせたPB黒字化の見通し

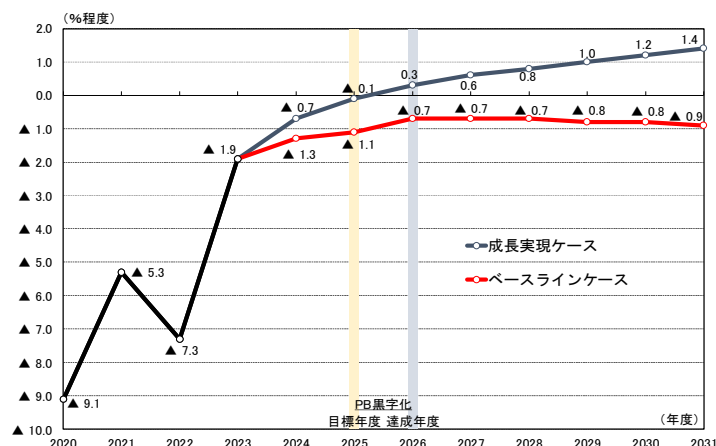
内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和4年7月29日経済財政諮問会議提出）によれば、中長期的に名目3%程度、実質2%程度の経済成長を実現すると成長シナリオに基づいた「成長実現ケース」では、2025年度のPB赤字は対GDP比▲0.1%となり、

⁶ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）では、消費税率5%から10%への増収分は、1%を社会保障の充実に、4%を財政赤字の削減に充てることとされていた。しかし、「新しい政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、消費税率8%から10%への引上げ時の増収分について、①教育負担の軽減、子育て層支援、介護人材等の確保等、②財政赤字の削減に、おおむね半分ずつ充当することとされた。

P B 黒字化は 2026 年度になると見込まれている。なお、この試算は、今後の歳出改革は織り込まれていないものであり、政府としてはこれまで同様の歳出効率化努力を続けることにより、P B 黒字化は 2025 年度と 1 年程度の前倒しが視野に入るとしている。

一方、中長期的に名目、実質ともに 0 % 台半ば程度の経済成長率を見込む「ベースラインケース」では、2025 年度の P B 赤字は対 G D P 比▲1.1%となり、試算期間内の P B 赤字対 G D P 比は緩やかに悪化していくと見込まれている。

国・地方の P B (対 G D P 比)



(出所：経済財政諮問会議資料より作成)

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応と財政健全化への道筋

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するための財源として多額の公債発行を行ったことで、財政状況は悪化している。岸田内閣総理大臣は、令和 3 年 12 月 6 日に行われた所信表明演説において、「経済あつての財政」とした上で、経済をしっかりと立て直し、財政健全化に向けて取り組む旨述べている。

財政制度等審議会は、「令和 4 年度予算の編成等に関する建議」(令和 3 年 12 月 3 日)において、コロナ禍での例外的な政策対応は国民の生活や事業を守るため大きな役割を果たしたとする一方、「過去、例外的・一時的な歳出が事実上の前例となり継続せざるを得なくなったケースも見られたことを踏まえ、今後は昨年来の対応を前例とすることなく、経済、財政の『正常化⁷』に取り組み、『例外』から脱却しなければならない。」としている。また、「歴史の転換点における財政運営」(財政制度等審議会建議、令和 4 年 5 月 25 日)では、新型コロナ対応で増加した債務について、諸外国の取組・制度に比べて、我が国は財源確保や財政健全化に向けた動きが不十分であると指摘し、特に我が国は債務残高対 G D P 比が諸外国に比べて格段に高い中、引き続き P B の黒字化目標を堅持し、持続可能な財政構造の確立を目指すことが重要であるとしている。

⁷ 財政の「正常化」とは、単にコロナ前の状態に戻すだけでなく、P B の黒字化に向けて、財政健全化が着実に進んでいくことを意味している(「令和 4 年度予算の編成等に関する建議」(令和 3 年(2021 年)12 月 3 日)、4 頁)。

3 令和5年度予算編成に向けた動き

(1) 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)

同方針(以下「骨太の方針 2022」という。)では、令和5年度予算編成に向けて、①民需中心の景気回復を着実に実現することで、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものとしていく、②同方針及び骨太の方針 2021(下記『「骨太の方針 2021」』で定める歳出の目安⁸参照。)に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する、③新しい資本主義の実現に向け、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「グリーントランスフォーメーション(GX)への投資」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資」の分野について、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進する、④政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、基金の活用や年度をまたいだ予算執行が可能となる柔軟かつ適切な対応等により単年度主義の弊害是正に取り組むとともに、歳出について、コロナ禍での累次の補正予算の使い道や成果の見える化、EBPM⁸やPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出(ワイズスペンディング)を徹底する、との考え方が示された。

〔「骨太の方針 2021」で定める歳出の目安〕

機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022年度から2024年度までの3年間について、2019年度から2021年度までの3年間の基盤強化期間と同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。

- ① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(出所:「骨太の方針 2021」より作成)

(2) 令和5年度概算要求

令和4年7月29日の経済財政諮問会議における「令和5年度予算の全体像」の取りまとめ等を経て、同日、「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(以下「令和5年度概算要求基準」という。)が閣議了解された。その概要は以下のとおりである。

令和5年度予算は、「骨太の方針 2022」及び「骨太の方針 2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

1. 要求・要望

○年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(5,600億円)を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「新経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を令和5年度予算に反映させる。

○地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。

⁸ Evidence Based Policy Making の略。①政策目的を明確化させ、②その目的のため本当に効果がある行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。

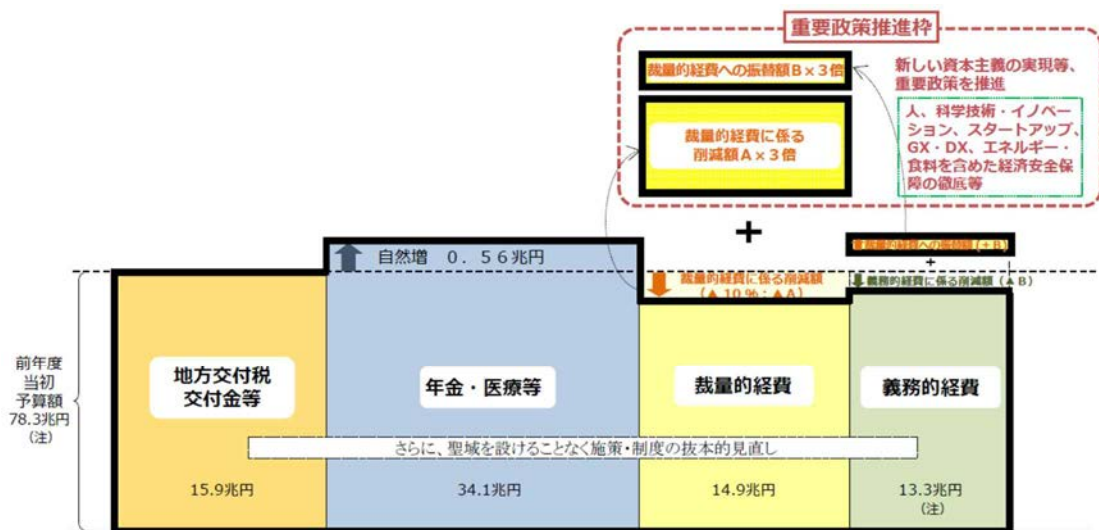
- 義務的経費については、前年度当初予算の額の範囲内で要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。広島サミットの開催に必要な経費の増、参議院議員通常選挙に必要な経費の減等の増減については加減算。
- その他の経費については、前年度当初予算額の100分の90（「要望基礎額」）の範囲内で要求。
- 新しい資本主義の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GXへの投資及びDXへの投資への予算の重点化を進めるとともに、エネルギーや食料を含めた経済安全保障を徹底し新しい資本主義実現の基礎的条件である国家の安全保障を確保する等のため、「骨太の方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を設ける。各省大臣は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算の額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

2. 予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、施策の安定性・継続性にも留意しつつ、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行う。その上で、新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行うこととし、予算編成過程において検討を加え、「基本方針2022」で示された方針を踏まえ措置。
- 新たな「中期防衛力整備計画」に係る経費については、「基本方針2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。
- 少子化対策・こども政策に係る経費については、「基本方針2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。
- GXへの投資については、「基本方針2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

(出所：財務省資料より作成)

令和5年度概算要求基準（イメージ）



※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、広島サミットの開催に必要な経費等の増減について加減算。
 (注) 上記前年度当初予算額は、コロナ予備費を除いたもの。コロナ予備費を含めると、前年度予算額の総額は83.3兆円、義務的経費は18.3兆円。

予算編成過程における検討事項

- ✓ 新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策（上記□や為替変動への適切な対応を含む）については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- ✓ 新たな「中期防衛力整備計画」に係る経費については、「基本方針2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。
- ✓ 少子化対策・こども政策に係る経費については、「基本方針2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。
- ✓ GXへの投資に係る経費については、「基本方針2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

(出所：財務省資料)

8月31日に締め切られた令和5年度の概算要求総額は110兆484億円となり、過去最大だった令和4年度（111兆6,559億円）に続き、2年連続で110兆円を超えた。少子高齢化に伴い社会保障関係費が引き続き高水準にあるほか、我が国をめぐる安全保障環境が

厳しさを増していることから防衛費が5兆5,598億円と過去最大となった。令和5年度概算要求基準において示された「重要政策推進枠」については、各府省庁から計4兆3,497億円の要望があった。概算要求の段階では金額を明示せず事項のみを要求し、経費等については予算編成過程で検討を行う、いわゆる「事項要求」についても、各府省庁から多数の要求・要望が示されており、実質的な要求・要望額は更に膨張している。

令和5年度の財政投融资計画要求総額は14兆2,580億円⁹となり、令和4年度当初計画比4兆6,275億円減となっている。

4 経済対策の策定及び補正予算の編成

政府は、足元で食料品やエネルギー分野を始めとする値上がりが消費者の暮らしや事業者の経営に大きな影響を与えていることを踏まえ、令和4年9月9日、物価・賃金・生活総合対策本部を開催し、食料品（輸入小麦の政府売渡価格の据置、飼料価格の高騰対策、食品ロス削減対策等）、エネルギー（ガソリン等燃料油価格の負担軽減等）、地域の実情に応じた生活者・事業者支援（地方創生臨時交付金）、低所得世帯に対する支援（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）を中心とした追加策を取りまとめた。必要な財源は、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」から2兆6,074億円を措置した。

また、上記対策を講じた上で、世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、重点分野への投資を官民連携で推進し新しい資本主義を大きく前に進めるための総合経済対策を10月中に取りまとめるとしている¹⁰。その財政的な裏付けとなる補正予算について、内容、規模等が論点になろう。

5 今後の課題

(1) 予備費の使用と財政民主主義

世界経済のコロナ禍からの回復や令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵攻等を背景にした原材料価格の高騰が、国内のエネルギー価格や食料品価格等を押し上げ、国民生活や経済に負の影響を及ぼしている。政府は「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に基づき、予備費約1.5兆円を使用する一方で、令和4年度補正予算（令和4年5月31日成立）で新型コロナウイルス感染症対策予備費を「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」に改組して用途を拡大するとともに、総合緊急対策に基づき使用された予備費の補填を行った¹¹。9月には足元の物価高騰に対する追加策及び新型コロナ対策と併せて約3.5兆円をこの「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」により措置した。

⁹ 令和5年度要求には複数の事項要求が存在することから、前年度当初計画額と単純に比較することはできない。

¹⁰ 経済財政諮問会議における岸田内閣総理大臣の発言（令和4年9月14日）
<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202209/14keizai.html>

¹¹ 予備費の増額補正は過去にも例があるが、補正予算により年度途中で特定予備費の用途を拡大した前例はない。

憲法では政府の支出に国会の事前議決を義務づけており、予備費に関しては例外的に「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。」（第 87 条第 1 項）としている。巨額の追加策を、国会の議論を経ず予備費で措置することについては、財政民主主義を空洞化させるとの懸念もある¹²。また「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」（同条第 2 項）と定められているところ、今後、その使用に関して国会においてより丁寧な説明・報告が求められよう。

令和 4 年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用実績
（令和 4 年 9 月 20 日現在）

（単位：億円）

| 閣議決定日 | 事 項 | 金 額 |
|----------|--------------------------------------|--------|
| | 令和4年度予算額 | 50,000 |
| | 令和 4 年度補正追加額（令和 4 年 5 月 31 日成立） | 11,200 |
| 4 月 28 日 | 新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進 | 90 |
| | 中小企業等事業再構築促進事業 | 1,000 |
| | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 2,043 |
| | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 11 |
| | 孤独・孤立に悩む方々に各種支援策を届けるための体制強化等 | 10 |
| | 孤独・孤立対策に取り組む N P O 等への支援 | 7 |
| | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 8,000 |
| | 大学生等への新型コロナウイルスワクチン接種促進事業 | 10 |
| 7 月 29 日 | 電気利用効率化促進対策事業 | 1,784 |
| | 肥料価格高騰対策事業 | 788 |
| 9 月 20 日 | 飼料価格高騰緊急対策事業 | 504 |
| | 燃料油価格の激変緩和事業 | 12,959 |
| | タクシーLPガス価格の激変緩和事業 | 70 |
| | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 4,000 |
| | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 | 8,540 |
| | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 8,266 |
| | 自衛隊燃料費（航空機・艦船） | 507 |
| | 残額 | 12,611 |

（注）令和 4 年度補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」は、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」に改組した。

（出所：財務省資料より作成）

(2) 補正予算・経済対策の在り方

「歴史の転換点における財政運営」（財政制度等審議会建議、令和 4 年 5 月 25 日）では、特にここ数年、補正予算・経済対策のたびに「最低〇十兆円」のような予算規模ありきの議論が繰り返され、持続可能な財政運営や支出の内容と具体的な効果への視点が後回しに

¹² 『朝日新聞』（2022. 6. 16）、『東京新聞』（2022. 6. 16）、『毎日新聞』（2022. 9. 15）等

なってきた結果、我が国は主要先進国の中で過去 30 年間平均の P B 赤字対 G D P 比が最大となったと指摘している。「デフレギャップを埋めるべき」との考え方についても、本来企業によって新たに取られるべき様々な課題の解決や創意工夫に向かうべき人材や経営資源を従来の取組にとどめることで逆効果となりかねないとし、我が国の持続的な経済成長を実現するためには、企業や個人の行動変容を促す効果の高い政策にスクラップアンドビルドにより優先的に資金を回し、成果を挙げられる財政支出（「アウトカム・オリエンテッド・スペンディング（成果志向の支出）」）を行うことを求めている。

新型コロナ対策における財政措置の効果についても、例えば雇用調整助成金の特例措置等が失業率の上昇を抑制する一方、人手不足・成長分野への労働移動の阻害、労働者のモチベーションや能力の低下、将来の事業主負担増といった懸念がある点、全国民に一律 10 万円が支給された特別定額給付金については、低所得者等の消費を下支えした一方、家計の消費と貯蓄の状況全体として見ると貯蓄が増加していた点、中小企業をはじめとする事業者支援については、倒産件数を抑え事業継続を支える意義はあった一方、産業の新陳代謝を遅らせた可能性がある点等を十分に検証し、その結果を今後の政策に反映させる必要があるだろう。

(3) 補正予算と財政健全化

我が国の財政状況は、社会保障関係費の増加等を背景に公債残高が累増の一途をたどる等、厳しい状況にある。政府は、財政健全化に関連して、2025 年度に P B 黒字化を達成する目標を維持している。しかし、内閣府が今年 7 月に公表した「中長期の経済財政に関する試算」では、「成長実現ケース」であっても歳出効率化努力がなければ政府が目標とする 2025 年度の P B 黒字化は達成できないものと見込んでいる。

我が国には、歳出予算額に上限を設け、財政規律を維持する仕組みとして「概算要求基準」（シーリング）がある。しかし補正予算はシーリングの対象外とされており、本来であれば当初予算に計上すべき予算が補正予算に計上される等、抜け穴として利用される要因となっているとの指摘もある¹³。今国会では、10 月中に取りまとめられる経済対策の財政的裏付けとなる補正予算が提出される見込みとなっている。補正予算の審議に当たっては、政策の実効性ととともに財政健全化の観点からの評価も求められよう。

内容についての問合せ先

予算調査室 白藤首席調査員（内線68660）

¹³ 詳細は、河野真吾・野口翔平「ポストコロナにおける財政規律の在り方」衆議院調査局『論究第 18 号』（令和 3（2021）年 12 月）96 頁参照。